

丹波篠山市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の3の規定に基づき、地域において生活する障がいのある人等及び地域における生活に移行することを希望する障がいのある人等が、地域において安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等を地域全体で支えるための支援体制を構築することを目的とした丹波篠山市地域生活支援拠点等実施事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障がいのある人等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。

2 この要綱において「緊急時」とは、介護者の急病、入院、事故、死亡等による突発的な不在もしくはそれに近い状態になり、介護を受けることができず、在宅での生活が危ぶまれる状態又は虐待等により突発的に保護が必要な状態をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、丹波篠山市（以下「市」とする。）とする。ただし、第常の機能については、大常の規定による登録を受けた次の各号のいずれかに該当する事業者等と連携し実施する。

- (1) 法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者
- (2) 法第29条第1項に定める指定障害者支援施設
- (3) 法第51条の14第1項に定める指定一般相談支援事業者
- (4) 法第51条の17第1項第1号に定める指定特定相談支援事業者
- (5) 児童福祉法第21条の5の3第1項に定める指定障害児通所支援事業

(地域生活支援拠点等の機能)

第4条 地域生活支援拠点等は、地域の異なる専門性のある事業所等が機能を分担し、障がいのある人等の生活を地域全体で支える体制を整備し、実施する。

2 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を担うものとする。

(1) 相談

居宅で生活する障害のある人等の、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態における退所や緊急の事態に備えるための相談に応じる、また、支援体制の確保のための連携や調整する機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所や居宅介護等を活用した緊急時受け入れ体制を確保したうえで、緊急受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

入院施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等の機能

(4) 専門的人材の確保・養成等

障がいのある人等の地域生活を支える専門的人材の確保や育成する機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(対象者)

第5条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に在住する障がいのある人等

(2) 障がいのある方等の家族及び第3条に規定する支援に係る関係者

(3) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項第1号に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設に入所する障がい者等であって、入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下、「居住地特例地」という。）が市内にある者は、拠点事業の対象者とする。ただし、居住地特例地が他の市町村の区域内である者は、拠点事業の対象者とししない。

(地域生活支援拠点等事業所の登録)

第6条 拠点事業を行う事業所（以下「拠点事業所」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第6条に規定する運営規程（以下「運営規程」という。）に、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として規定し、その写しを添えて、丹波篠山市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）申請書（様式第1号）とあわせて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を確認したうえで、丹波篠山市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を行った拠点事業所を丹波篠山市地域生活支援拠点事業所登録一覧表（様式第3号）に記載し、公表するものとする。

（登録の変更及び廃止）

第7条 拠点事業所は、登録の内容に変更が生じたとき又は登録を廃止するときは、速やかに変更内容等を運営規程に規定し、その写しを丹波篠山市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）申請書（様式第1号）とあわせて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を確認し、適当と認めたときは、丹波篠山市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を行った拠点事業所を丹波篠山市地域生活支援拠点等事業所登録一覧表（様式第3号）に記載し、公表するものとする

（拠点事業者の取消し）

第8条 市長は、拠点事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- （1）不正又は虚偽の申請により登録をうけたとき。
- （2）その他市長が拠点事業所として不適当と認めたとき。

（秘密保持）

第9条 拠点事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年丹波篠山市条例第1号）を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 拠点事業者は、拠点事業の従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た対象者の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、登録を廃止した後においても同様とする。

（運営状況の調査等）

第10条 市長は、拠点事業者に対して、必要に応じて地域生活支援拠点等事業の運営状況に係る調査を適宜実施することができる。

2 市長は、拠点事業所に対して、拠点事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

（記録の整備等）

第11条 拠点事業所は、拠点事業の記録、経理に関する帳簿等必要な書類について記録を整備し、当該記録を作成した日の属する年度の翌年度から起算して5年度間保存するとともに、市から求めがあった場合は、これを提出しなければならない。

（定期的な事業評価）

第 12 条 市及び拠点事業所その他関係機関は、地域生活支援拠点等の機能強化・充実のため、互いに協力・連携し、拠点事業の運営内容や活動に対する評価と情報共有を定期的に行い、障がい者等の地域での生活の支援に努めるものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。